

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

訓 令
○現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令 (職員総務課) 171

告 示
○京都府地球温暖化対策指針の一部改正 (脱炭素社会推進課) ♪
○個人情報の保護に関する法律施行細則第24条第1項に規定する保有個人情報等を定めた告示の一部改正 (医療課) 172
○道路の区域変更 (道路管理課、丹後土木事務所) ♪
○道路の供用開始 (丹後土木事務所) 173
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) ♪
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除 () 174
○地方自治法に基づく収納事務の委託 (住宅政策課) ♪

公 告
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく対策工事完了 (砂防課) 175
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課) ♪

府 議 会
○京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程 175

教 育 委 員 会
○京都府教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則 176
○京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ♪
○京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 ♪
○京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ♪

監 査 委 員
○京都府監査委員事務局処務規程及び京都府監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令 177
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示 ♪

海 区 漁 業 調 整 委 員 会
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示 178

訓 令

京都府訓令第1号

本 庁
地方機関

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の特殊勤務手当に関する規程 (昭和33年京都

府訓令第1号) の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「にあつては、350円」を「であつて知事が必要と認めるときにあつては、300円に当該死体1体につき50円を加算した額」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第161号

京都府地球温暖化対策条例 (平成17年京都府条例第51号) 第11条第1項の規定による京都府地球温暖化対策指

針の一部を改正したので、同条第2項の規定により公表する。

なお、改正後の京都府地球温暖化対策指針については、京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課、京都府保

健所及び京都府土木事務所において閲覧に供する。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府告示第162号

個人情報の保護に関する法律施行細則第24条第1項に規定する保有個人情報等を定めた告示（令和5年京都府告示第179号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表中24の項を25の項とし、14の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次の1項を加える。

14	京都府立看護学校入校試験（一般入校試験）	学科試験の得点 面接試験の得点	閲覧	合格発表の日から起算して1箇月間	京都府立看護学校
----	----------------------	--------------------	----	------------------	----------



京都府告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月31日から令和8年4月14日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 178号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
宮津市字国分小字西大門549の1から	前	最小 15.5 ^m 最大 16.6	10.4
	後	最小 15.7 最大 22.3	
宮津市字国分小字西大門548の1から	前	最小 10.7 最大 14.2	34.7
	後	最小 10.7 最大 17.6	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 482号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
宮津市字国分小字西大門549の1から	前	最小 15.5 ^m 最大 16.6	10.4
	後	最小 15.7 最大 22.3	
宮津市字国分小字西大門548の1から	前	最小 10.7 最大 14.2	34.7
	後	最小 10.7 最大 17.6	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 舞鶴宮津線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
宮津市字惣小字須後谷10104の1から	前	最小 4.9 ^m	18.8 ^m
		最大 10.7	
宮津市字惣小字山崎193の1まで	後	最小 4.9	
		最大 13.4	

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宇治木屋線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長	備 考
綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打68の1から 相楽郡和東町大字別所小字犬打谷1の1を経て 相楽郡和東町大字別所小字若山11の2まで	前	最小 3.3 ^m	4,954.5 ^m	旧道の区域の廃止 廃道 延長 4,954.5m 幅員 最小 3.3m 最大48.9m
		最大 48.9		
綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打68の1から 綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打谷18の1を経て 相楽郡和東町大字別所小字若山11の2まで	前	最小 9.3	3,487.0	予定日 令和8年4月1日
		最大 75.6		
綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打68の1から 綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打谷18の1を経て 相楽郡和東町大字別所小字若山11の2まで	後	最小 9.3	3,487.0	
		最大 48.7		

(4) 縦覧場所 京都府建設交通部道路管理課、京都府山城北土木事務所及び京都府山城南土木事務所

京都府告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月31日から令和8年4月14日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 178号
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宮津市字国分小字西大門548の4から 宮津市字国分小字西大門548の1まで	令和8年3月31日
宮津市字国分小字西大門548の1から 宮津市字溝尻小字壺町田161の1まで	

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 舞鶴宮津線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宮津市字惣小字須後谷10104の1から 宮津市字惣小字山崎193の1まで	令和8年3月31日

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成 24 年京都府告示第 238 号	大住 F (こ 1034-3)	京田辺市大住女谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
〃	大住 G (こ 1034-4)	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所



京都府告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和 8 年 3 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 24 年京都府告示第 239 号	大住 F (こ 1034-3)	京田辺市大住女谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	大住 G (こ 1034-4)	〃	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所

3 閲覧場所 京田辺市役所



京都府告示第167号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和 8 年 3 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
49	地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 の 7	京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）別表 1 に掲げる府営住宅、特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅の入居者に係る同条例第29条第 1 項に規定する家賃	令 8. 2. 16	令 8. 4. 1

50	株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8の27	京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）別表1に掲げる府営住宅、特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅の入居者に係る同条例第29条第1項に規定する家賃	8. 2. 16	8. 4. 1
51	株式会社セイコーマート	札幌市中央区南9条西5丁目421	〃	〃	〃
52	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8の8	〃	〃	〃
53	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1の21	〃	〃	〃
54	株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665の1	〃	〃	〃
55	ミニストップ株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5の1	〃	〃	〃
56	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10の1	〃	〃	〃
57	株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11の2	〃	〃	〃

公 告

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項に関する対策工事が次のとおり完了した。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 対策工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市大住責谷80の17の一部、大住女谷7の2の一部
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び名称
守口市桜町4の17
敷島住宅株式会社



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
第2工区
京田辺市大住責谷80の17の一部、大住女谷7の2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
守口市桜町4の17
敷島住宅株式会社

府 議 会

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府議会議長 荒 巻 隆 三

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

京都府議会個人情報保護条例施行規程（令和5年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

京都府教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第1号

京都府教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会聴聞規則（平成6年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「当該行政庁の掲示場に掲示すること」を「当該通知を公示の方法」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。



京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第2号

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都

府教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（系属高等学校）

第2条の3 高等学校のうち、次の表に掲げる学校については、京都府立大学系属高等学校と位置付け、高大連携による高度で質の高い学びと体験的・実践的な学びを実践するものとする。

学校名
京都府立北桑田高等学校
京都府立農芸高等学校

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第3号

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年京都府教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第 4 号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び
京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改
正する規則

(京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部改
正)

第 1 条 京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則(昭
和39年京都府教育委員会規則第 3 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条の表京都府立盲学校の項中「音楽科」を削る。
(京都府立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 京都府立学校の管理運営に関する規則(昭和62
年京都府教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように
改正する。

第 3 条の表特別支援学校の項中

理療科	3 年
音楽科	3 年

を

理療科	3 年
-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員

京都府監査委員訓令第 1 号

京都府監査委員事務局処務規程及び京都府監査委員事
務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

京都府監査委員事務局処務規程及び京都府監査委
員事務局組織規程の一部を改正する訓令

(京都府監査委員事務局処務規程の一部改正)

第 1 条 京都府監査委員事務局処務規程(昭和39年京
都府監査委員訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表監査委員事務局の項中

2 簡易監査一般	5
----------	---

を削り、同項中

6 府民簡易監査	10
7 包括外部監査	10
8 その他監査	10

を

6 包括外部監査	10
7 その他監査	10

に、

1 指定金融機関検査	10
------------	----

を

1 指定金融機関検査	10
2 指定公金事務取扱者検査	10

に、

「8 府民簡易監査」を「8 包括外部監査」に改める。
(京都府監査委員事務局組織規程の一部改正)

第 2 条 京都府監査委員事務局組織規程(平成 5 年京
都府監査委員訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 15 号を削り、第 16 号を第 15 号とし、第 17
号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の京都府監査委員事務局
処務規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、
令和 8 年度以後に完結する文書等について適用する。
(経過措置)
- 令和 7 年度以前に完結した文書等のうち、各課の長
が適当と認めるものについては、改正後の規程に基づ
いて整理するものとする。

京都府監査委員告示第 1 号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正す
る告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改
正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程(令和 5 年京
都府監査委員告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 9 号様式及び別記第 15 号様式
中「又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに
限ります。)」を削る。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

海区漁業調整委員会

京都海区漁業調整委員会告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭 矢 護

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式及び別記第15号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。